

令和6年8月9日 美郷町農業委員会会議録

令和6年8月9日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木	定	廣	10番	深	沢	靖		
2番	継	田	竜	也	11番	齋	藤	美由木	
3番	高	橋	広	樹	12番	高	橋	国	広
4番	奥	山	秀	治	14番	加	藤	堅	之助
5番	小	西	嘉	之	15番	高	橋	秀	行
6番	深	田	秋	彦	16番	細	井	千代文	
8番	高	橋	孝	人	17番	高	橋	正	尚
9番	高	橋	一	平					

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

7番	山	田	貞	子	
13番	佐	々	木	竜	孝

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）

会長 高橋 正尚 午前9時19分本委員会の閉会を告げた。

令和6年8月9日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年8月9日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時19分
5. 議事録署名委員 9番 高橋 一平
10番 深沢 靖

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第8回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、9番、高橋委員、10番、深沢委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第37号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第37号、申請番号37番から申請番号39番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
所有権移転です。
申請番号37番、仙南地区の田5筆、畑1筆、計10,105㎡、渡人は○○さん、受人は○○○さんです。当該地は、渡人、受人、○○○さんの3人の共有となっております。渡人は高齢により、農地を手放したいとのことから、持分3分の1をこれまで耕作している受人へ贈与するものです。対価はありません。
続きまして使用貸借権です。
申請番号38番、千畑地区の田12筆、畑8筆、計26,808.65㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。両者は親子で、後継者への経営移譲となります。期間は10年間です。
申請番号39番、千畑地区の田8筆、畑1筆、計10,876㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。これまで受人の父が耕作しておりましたが、今回、後継者に経営移譲することに伴い、受人が耕作するものです。渡人とは親戚関係にあるため、対価はありません。期間は10年間です。
申請番号37番から申請番号39番までの3件の申請内容につきましては、

農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第37号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号37番から申請番号39番までについてですが、申請番号37番は本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時03分

●議 長 それでは、申請番号37番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号37番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号37番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時04分

●議 長 次に、申請番号38番と申請番号39番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号38番と申請番号39番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号38番と申請番号39番については原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第37号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第38号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第38号、申請番号83番から申請番号89番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

所有権移転が7件です。引き渡し時期はすべて8月31日を予定しております。

申請番号83番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田2筆、計7,499㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は県外在住で、高齢になってきたこともあり、農地を手放したく、これまで耕作していた受人へ売買するものです。渡人の意向により対価はありません。受人の経営状況につきま

しては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。申請番号84番、仙南地区の田2筆、4,875㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により、農地を手放したく、近隣を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具を個人から借用しております。

申請番号85番、千畑地区の田3筆、1,882㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人が高齢になったことや、受人の農地と合作になっていることから、これまでの貸借契約が期間満了になったことに合わせて、売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号86番、千畑地区の田6筆、3,316㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

以下、3件の受人は〇〇〇さんです。

申請番号87番、千畑地区の田3筆、2,279㎡、渡人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。対価はありません。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号88番、千畑地区の田3筆、5,176㎡、渡人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。売買価格は総額〇〇〇円です。

受人の経営状況につきましては、申請番号87番と同じです。

申請番号89番、千畑地区の田1筆、741㎡、渡人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、申請番号87番と同じです。

申請番号83番から申請番号89番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第38号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号83番から申請番号89番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号83番から申請番号89番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号83番から申請番号89番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第38号については原案のとおり許可決定いたします。

す。

●議 長 次に、日程第4、議案第39号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第39号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第39号、申請番号129番から申請番号131番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

農地中間管理事業による貸借権設定です。

申請番号129番、千畑地区の田1筆、1,320㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年6か月間です。

申請番号130番、仙南地区の田5筆、21,099㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号131番、六郷地区の田10筆、17,319㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号129番から申請番号131番までの3件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第39号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号129番から申請番号131番までについてですが、本人案件がありますので、まずは申請番号129番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号129番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号129番については原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号130番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時12分

●議 長 それでは、申請番号130番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号130番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号130番については原案のとおり

決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時13分

- 議 長 次に、申請番号131番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号131番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号131番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第4、議案第39号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第5、議案第40号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第40号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第40号、申請番号36番から申請番号45番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに農地中間管理事業による貸借権の設定です。
令和5年度から、基盤強化法の一部改正により、受け手を変更する促進計画を策定するための要請を農業委員会総会に諮ってまいりましたが、農地中間管理機構を介した集積計画による利用権設定も、5月20日申請受付分までで終了となり、その後の申請分につきましては全て促進計画に移行することになっております。
権利移転と同じように、貸借権設定の促進計画を策定するための要請を農業委員会総会に諮り、その後、機構から町へ認可申請、町で認可、公告するという流れになります。
申請番号36番、千畑地区の田3筆、5, 469㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は9年3か月間です。
申請番号37番、千畑地区の田9筆、畑2筆、計36, 514.79㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号38番、千畑地区の田9筆、畑1筆、計20, 369㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。
続きまして、貸借権移転です。
申請番号39番から申請番号44番までの案件は、〇〇〇さんから〇〇〇さんへ、法人設立に伴う受け手変更となります。
契約期間は現在の契約の残存期間となります。
申請番号39番、千畑地区の田10筆、畑1筆、計29, 620㎡、所有者

は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。

申請番号40番、千畑地区の田1筆、6, 849㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号41番、千畑地区の田13筆、38, 936㎡、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。

申請番号42番、千畑地区の田3筆、9, 318㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号43番、千畑地区の田8筆、25, 022㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号44番、千畑地区の田2筆、9, 899㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号45番、仙南地区の田1筆、1, 948㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。渡人は高齢により、耕作が難しくなったため、受け手を変更するものです。

申請番号36番から45番までの10件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第40号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号36番から申請番号45番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号36番から申請番号45番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号36番から申請番号45番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第5、議案第40号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第8回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時19分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年8月9日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 一 平

議事録署名委員 深 沢 靖